

第 1 5 号議案

中間市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 7 日提出

中間市長 福田 浩

中間市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例

中間市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例（平成25年中間市条例第11号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第6条 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

中間市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(運動施設の敷地面積の基準)</u></p> <p><u>第6条 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。</u></p>	